

議案第62号

臼田地区小学校の統合について

佐久市立田口小学校、佐久市立青沼小学校、佐久市立切原小学校及び佐久市立臼田小学校を、別紙のとおり統合する。

平成27年1月21日  
佐久市教育委員会教育長

平成27年1月 日  
佐久市教育委員会

# 臼田地区小学校の統合について

佐久市教育委員会

## 1 臼田地区小学校の現状について

### (1) 児童数の減少

学校基本調査において、平成 17 年の市町村合併当時の臼田地区 4 小学校の合計児童数と現状の合計児童数とを比較すると、911 名から 645 名と 9 年間で 266 名 (29.2%) が減少し、現在は全ての小学校が小規模校 (6 ~ 11 学級) の状況である。

また、今年度 5 月 1 日現在の住民基本台帳に基づき、平成 32 年の 4 小学校の合計児童数を推計すると 538 名であり、今年度と比較し児童数は 107 名 (16.6%) の減少見込みである。

### (2) 学校施設の老朽化

4 小学校の学校校舎は、臼田小学校が昭和 42 年築、切原小学校が昭和 45 年築、田口小学校が昭和 48 年築、青沼小学校が昭和 52 年築である。それぞれ耐震補強は施されているが、経年劣化から修繕箇所も多く改築が必要な状況である。

## 2 臼田地区小学校施設整備検討委員会の方針

今年度 5 月に臼田地区の小中学校長、小中学校 P T A 代表、保育園・幼稚園の保護者代表、区長会代表、学識経験者を合わせた 30 名で構成された検討委員会を設置し、これまで子ども・保護者・地域・教師の立場からみて臼田地区に最も望ましい学校規模について議論を重ねた結果、10 月 23 日の第 4 回検討委員会において「4 小学校を 1 校に統合する」方針の仮決定がされた。

これを受けて、佐久市教育委員会は学校規模を中心とした臼田地区小学校の施設整備のあり方について、検討委員会の考え方を説明するとともに、全市民を対象とした市民意見公募手続や臼田地区住民説明会を行い、様々な観点から意見をいただいた。

このいただいた意見を踏まえて、1 月 15 日の第 5 回検討委員会で学校規模について議論した結果、検討委員会として次の 4 つの考えを基に 1 校に統合する方針が望ましいことが決定された。

- 20年後、30年後にも安定して学年内複数学級の編制ができること。
- より多くの友達や教師、保護者、地域の人々とかかわることで、切磋琢磨してお互いの思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を高め合うことができること。
- より多くの目で見守り、育てることで、子どもの可能性を見つけ出すチャンスが多くなること。
- 人口減少が進む中、臼田地区全体の人々が学校を中心に力を結集し、「我がふるさと臼田」を誇れるようになること。

### 3 結論

佐久市教育委員会は、児童数の減少と学校施設の老朽化に直面した臼田地区小学校の施設整備の方向について、検討委員会での基本的な考え方を尊重し、子ども達のより望ましい成長に資するための学校規模として次の3点を重視し、4小学校を1校に統合する。

- 児童間、児童と教師間、児童と地域住民間、それぞれにおける多様な人間関係を通し互いに理解を深め、また切磋琢磨しながら学習し、社会性を培っていくことができること。
- グループ別学習や学校行事など、一定規模の集団を前提とする教育活動を支障なく成立させることができること。
- 教科研究や指導の充実を図るため、同学年担当の教員間で情報交換などを行うことができるよう、学年内複数学級の編制ができること。

## 協議事項（ア）佐久市積立基金条例の一部を改正する条例

### 【議案説明及び改正理由】

これは、大工原朝代氏の遺志に基づき、交通事故などにより両親のいない児童等へ就学等のための支援金を給付する等の経費の財源に充てるため、故大工原朝代氏からの寄附金により大工原朝代記念基金を設置するものであります。

### 佐久市積立基金条例の一部を改正する条例

佐久市積立基金条例（平成17年佐久市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

佐久市大工原 朝代記念基金	大工原朝代氏 の遺志に基づ く、就学等支 援事業を推進 する。	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 交通事故などで両親のいない 児童等の、小・中学校及び高等学 校等への入学時並びに、高等学校 等の卒業時の支援のための経費 2 佐久市立中込小学校の図書館 への図書購入のための経費	一般会計
------------------	---	---	------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 協議事項（イ）佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付条例

### 【議案説明及び制定理由】

これは、故大工原朝代氏からの寄附金により設置した大工原朝代記念基金の管理運用等、及び大工原朝代氏の遺志に基づく、交通事故などにより両親のいない児童等へ就学等のための支援金を給付することについて、必要な事項を定めるために制定するものであります。

### 佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付条例

#### （主旨）

第1条 この条例は、佐久市大工原朝代記念基金（以下「基金」という。）による、大工原朝代氏の遺志に基づいた、両親のいない児童等（以下「要支援児童等」という。）に就学等のための支援金を給付する事に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （積立て）

第2条 基金の積立ては、教育支援充実を目的とする寄附金その他の収入をもって行うものとする。

#### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

#### （運用益等の処理）

第4条 基金の運用から生ずる利益（以下「運用益」という。）及び支援金の給付に要する経費は、一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

2 前項の額に余裕が生じた場合は、基金に繰り入れるものとし、不足が生じた場合は、基金から取り崩すものとする。

#### （支援金の給付）

第5条 市長は、毎年度支援金として給付するものとする。

#### （受給者の資格）

第6条 支援金の給付を受けることができる者は、学校教育法（昭和22年

法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所に在籍している要支援児童等を監護・養育しているもの(以下「監護者等」という。)のうち、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に居住していること。ただし、監護者等が児童養護施設長の場合は、この限りではない。
- (2) 20歳未満の要支援児童等と同居している者。ただし、高等専門学校を卒業する場合は、21歳未満とする。
- (3) 未成年者でないこと。
- (4) 生活保護を受給していないこと。
- (5) 前年の所得額が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第5項に規定する額未満であること。ただし、監護者等が児童養護施設長の場合は、この限りではない。

(給付の申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする監護者等は、市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第8条 市長は前条の申請があったときは、支援金の給付を決定し、申請者に通知するものとする。

(資料の提出)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、監護者等に対して関係書類の提出を求めることができる。

(給付の取消し)

第10条 市長は、監護者等が次に該当することとなったときは、その支援金の全部の給付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 給付の辞退の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護者等として不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 協議事項（ウ）佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付条例施行規則

### 【制定理由】

これは、大工原朝代氏の遺志に基づき制定する「佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付条例」の規定に基づき、支援金の給付に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。

## 佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付条例施行規則

### （趣旨）

第1条 この規則は、佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付条例（平成27年佐久市条例第 号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき就学等支援金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 条例第1条に規定する「要支援児童等」とは、佐久市に居住し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）父母若しくは父又は母が死亡した児童
- （2）父母若しくは父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- （3）父母若しくは父又は母の生死が引き続き3カ月以上明らかでない児童
- （4）父母若しくは父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- （5）父母若しくは父又は母が引き続き1年以上行方不明となっている児童
- （6）前各号のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条の規定に基づく児童養護施設に、佐久市内の住所から入所している児童（児童相談所の判断により一時的に入所している児童を除く。）
- （7）上記事由のほか市長が認める者

### （申請手続）

第3条 条例第7条により申請をしようとする監護者等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付申請書（様式第1号）



- (2) 世帯全員の戸籍
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 所得証明書（ただし、申請者が児童養護施設長である場合は除く。）
- (5) 要支援児童等の入学及び卒業を証明する書類
- (6) 要支援児童等を証明できる書類  
（給付額）

第4条 支援金の給付額は次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校若しくは中学校又は特別支援学校小学部若しくは中学部へ入学する場合 1人につき50,000円
- (2) 高等学校若しくは特別支援学校高等部又は高等専門学校へ入学する場合 1人につき100,000円
- (3) 高等学校若しくは特別支援学校高等部又は高等専門学校から卒業する場合 1人につき200,000円
- (4) 前各号を基準として別に定める。  
（決定通知）

第5条 条例第8条の通知は、佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付（不支給）決定通知書（様式第2号）により行う。  
（台帳の整備）

第6条 市は、要支援児童等ごとに次に掲げる書類を作成し、整備し、及び保管するものとする。  
(1) 要支援児童等台帳（様式第3号）  
(2) 要支援児童等就学・支援金給付台帳（様式第4号）  
（支援金の給付）

第7条 支援金は、毎年、条例第8条の通知後30日以内に給付する。  
（書類の提出）

第8条 申請者は、条例第10条の規定に該当したとき又は要支援児童等が転居・転出・死亡等の事由が生じた事実があったときには、その事実を証する書類を市に提出しなければならない。  
（届出等の義務）

第9条 申請者は次の各号に該当することとなったときは、直ちに市に届け出なければならない。  
(1) 申請者又は要支援児童等に関し、既に提出した書類の記載事項に異

動があったとき。

(2) 要支援児童等が死亡その他の事由により資格を失ったとき。

(3) 市が、監護者等又は要支援児童等を不相当と認め、その変更を命じたとき。

(補足)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度に第4条第1号又は第2号の規定に該当する場合には、第7条の規定にかかわらず当該入学した月に給付するものとする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）佐久市長

住 所  
申請者  
氏 名

印

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付申請書

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付条例による支援金の給付を受けたいので申請します。

申請額	円	内 訳	小学校入学	50,000 円×	人 =	円
			中学校入学	50,000 円×	人 =	円
			高等（専門）学校入学	100,000 円×	人 =	円
			高等（専門）学校卒業	200,000 円×	人 =	円
			特別支援学校			
			小学部入学	50,000 円×	人 =	円
			中学部入学	50,000 円×	人 =	円
			高等部入学	100,000 円×	人 =	円
			高等部卒業	200,000 円×	人 =	円

申請者	氏 名					
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	職業			
	本 籍					
要支援児童等	氏 名	申請者との関係	生年月日	年齢	在 学 校 名 在 学 年	支 援 金 受 給 事 由
				歳		
				歳		
				歳		

要支援児童等の父母	氏 名	生年月日	年齢	勤務先等
父			歳	
母			歳	
規則第2条に該当する父母の状況				

民生委員等 意見欄	役職名	氏名	㊟
--------------	-----	----	---

※ 確認欄 (申請者は記入しない)	1 申請者及び要支援児童等の氏名、生年月日、住所、本籍は住民基本台帳等により確認		
	2 申請者の要支援児童等の監護・養育状況については、民生委員等の意見により確認		
	3 要支援児童等の入学・卒業見込みの事実については、学校長等からの証明等により確認		
	4 父母若しくは父又は母の死亡事実については、戸籍により確認		
	5 規則第2条に該当することについては、民生委員等の意見により確認		
	確認担当者	職 名	氏 名
			㊟

※ 決定	該 当	支 給 額	円	内 訳	小学校入学	50,000 円×	人＝	円
					中学校入学	50,000 円×	人＝	円
					高等（専門）学校入学	100,000 円×	人＝	円
					高等（専門）学校卒業	200,000 円×	人＝	円
					特別支援学校			
					初等部入学	50,000 円×	人＝	円
					中等部入学	50,000 円×	人＝	円
					高等部入学	100,000 円×	人＝	円
					高等部卒業	200,000 円×	人＝	円
					非 該 当	理 由		

様式第2号（第5条関係）

佐教学第 号  
年 月 日

様

佐久市長

印

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった就学等支援金については、次のとおり  
給付する（給付しない）ことに決定しました。

記

1 給付額 円

2 支給方法

（給付しない場合はその理由）

要支援児童等台帳

要支援児童等	ふりがな		生年月日	年	月	日	
	氏名						
	住所						
	本籍						
	連絡先		電話番号		携帯電話		
	就学先						
	要支援児童等の種別		・在宅 ・施設入所	理由			
要支援児童等の父母	父	ふりがな		生年月日	年	月	日
		氏名					
		住所					
		本籍					
		連絡先		電話番号		携帯電話	
		現状		勤務先 その他			
	母	ふりがな		生年月日	年	月	日
		氏名					
		住所					
		本籍					
		連絡先		電話番号		携帯電話	
		現状		勤務先 その他			
監護者等	ふりがな		生年月日	年	月	日	
	氏名						
	住所						
	連絡先		電話番号		携帯電話		
	現状		勤務先 その他				
	要支援児童等との続柄		支援金振込先口座	金融機関名 口座番号 口座名義			

要支援児童等就学・支援金給付台帳

ふりがな		生年月日	年 月 日
要支援児童等氏名		生年月日	年 月 日
ふりがな		生年月日	年 月 日
監護者等氏名	変更	生年月日	年 月 日
		変更年月日	年 月 日

1 就学状況

就学歴	保育園・幼稚園・学校名	在籍期間
	保育園 幼稚園	年 月 ～ 年 月
	小学校	年 月 ～ 年 月
	中学校	年 月 ～ 年 月
	高等（専門）学校	年 月 ～ 年 月

2 支援金給付状況

支援金給付歴	支援金名	金額	給付年月日	金融機関名	
				口座番号	
					口座名義
	小学校入学支援金	50,000円	年 月 日		
	中学校入学支援金	50,000円	年 月 日		
高等（専門）学校入学支援金	100,000円	年 月 日			
高等（専門）学校卒業支援金	200,000円	年 月 日			

協議事項（エ） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

【制定理由】

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、関係する規則について所要の改正を行うために制定しようとするものです。なお、改正前の同法の規定により任命された教育長の、教育委員会の委員としての任期中は、従前のとおりであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（佐久市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の廃止）

第1条 佐久市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

（佐久市教育委員会公告式規則の一部改正）

第2条 佐久市教育委員会公告式規則（平成17年佐久市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。」を「第15条第2項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。」に改める。

第2条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「等」を削り、「7日」を「20日」に改め、同条第2項中「等」及び「番号、」を削り、「委員長」を「教育長」に改め、「押印」を削り、同条第3項中「等」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「等」を削る。

第4条の見出しを「（規程の公表）」に改め、同条中「規則等を除き教育委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告に」を「前項の規定に」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

規則を除くほか、教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表



しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入して、教育長印を押さなければならない。

(佐久市教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 佐久市教育委員会会議規則（平成17年佐久市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第15条」を「第16条」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、「、又は委員2人上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して、請求があったとき」を削り、同条に次の1項を加える。

4 法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集の請求があったときは、臨時会を招集するものとする。

第7条第2項、第8条、第10条第2項、第11条、第13条、第14条及び第16条中「委員長」を「教育長」に改める。

第19条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推薦する者を」を削る。

第20条の見出しを削り、同条第2号中「出席」を「出席者」に改め、同条第7号中「委員長」を「教育長」に改める。

第21条中「会議録には、」の次に「教育長及び」を加える。

第22条中「委員長」を「教育長」に改める。

(佐久市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第4条 佐久市教育委員会傍聴人規則（平成17年佐久市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第3号並びに第5条の前の見出し並びに同条及び第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

(佐久市教育委員会組織規則の一部改正)

第5条 佐久市教育委員会組織規則（平成17年佐久市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

(佐久市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正)

第6条 佐久市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条中「第26条第2項」を「第25条第2項」に、「佐久市教育委員会」を「佐久市」に改める。

（佐久市教育委員会公印規則の一部改正）

第7条 佐久市教育委員会公印規則（平成17年佐久市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐久市教育委員会委員長印の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（佐久市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の廃止に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による廃止前の佐久市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

（佐久市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置）

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の佐久市教育委員会公告式規則の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の佐久市教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。

（佐久市教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置）

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の佐久市教育委員会会議規則の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の佐久市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

（佐久市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置）

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の佐久市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の佐久市教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

（佐久市教育委員会組織規則の一部改正に伴う経過措置）

6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後

の佐久市教育委員会組織規則の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の佐久市教育委員会組織規則の規定は、なおその効力を有する。

(佐久市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 改正法附則第2条第1項の場合においては、第6条の規定による改正後の佐久市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の佐久市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の規定は、なおその効力を有する。

(佐久市教育委員会公印規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 改正法附則第2条第1項の場合においては、第7条の規定による改正後の佐久市教育委員会公印規則の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の佐久市教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

## 協議事項（オ）佐久市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

### 【改正理由】

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。なお、改正前の同法の規定により任命された教育長の、教育委員会の委員としての任期中は、従前のとおりであります。

### 佐久市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「教育長及び事務局、」を「事務局及び」に改める。

第5条から第7条までを削る。

第8条第1号中「第14条」を「第15条第1項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規程による改正後の佐久市教育委員会事務局処務規程の規定は適用せず、この規程による改正前の佐久市教育委員会事務局処務規程の規定は、なおその効力を有する。

協議事項（カ）佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程の一部を改正する  
規程

【改正理由】

これは、長野県教育委員会の職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部改正に準じ、佐久市立小・中学校に勤務する県費負担教職員にかかる自家用車の公務使用基準について、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程の一部を改正する規程

佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「場合」の次に「(運転免許を取得してから1年を経過した者に対して、校長が自家用車の公務使用を命ずることが特に必要と判断した場合を除く。)」を加える。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

協議事項（キ）佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱の一部を  
改正する要綱

【改正理由】

これは、本年4月の佐久平浅間小学校の開校に伴う通学区の変更により、遠距離を通学する児童に対する通学費の補助対象地区の変更を行うとともに、御牧原地区の浅科中学校の生徒の安全確保や通学時間を考慮し、冬季だけでなく通年で通学費を補助するため、所要の改正等を行おうとするものであります。

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱の一部を  
改正する要綱

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、御牧原地区（合併前の浅科村の区域に係る当該地区に限る。）に居住する中学校在籍生徒の場合にあっては11月1日から翌年の3月31日までの期間に通学する者に」を削り、「別に定める区域」を「一部」に改め、同条ただし書中「補助金の交付」を「補助」に改める。

別表第1中

「

学校名		補助対象地区	区間
小学校	岩村田	小田井	西屋敷～岩村田小学校 下宿～岩村田小学校 荒田～岩村田小学校
		長土呂	近津～岩村田小学校

」

を

「

学校名		補助対象地区	区間
小学校	佐久平浅間	小田井	西屋敷～佐久平浅間小学校

		小田井下宿～佐久平浅間小学校 荒田～佐久平浅間小学校
	岩村田	住吉町（一部に限る。）～佐久平浅間小学校

に、

「

	御桐谷町（別に定める区域に限る。）	御桐谷町（別に定める区域に限る。）～望月小学校
	吹上町（別に定める区域に限る。）	吹上町（別に定める区域に限る。）～望月小学校

を

「

	御桐谷町（一部に限る。）	御桐谷町（一部に限る。）～望月小学校
	吹上町（一部に限る。）	吹上町（一部に限る。）～望月小学校

に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

協議事項（ク） 佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱の一部  
を改正する要綱

【改正理由】

これは、経済的理由により就学が困難であると認められる家庭の更なる負担軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資するため、就学援助費の支給方法の見直し及び支給対象経費の項目の追加を行おうとするものであります。

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱の一部を改正  
する要綱

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「学用品費」の次に「、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費」を加える。

第6条中「支給対象者」を「児童等」に改める。

第7条第2項中「学用品費、通学用品費及び」を削り、同項ただし書中「修学旅行費」の次に「、体育実技用具費」を加える。

第8条中「対象児童」を「児童」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	支給対象経費	支給額	支給方法
学用品費	児童等が通常必要とする学用品の購入費	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	3回に分けて支給
通学用品費	児童等（第1学年の者を除く。）が通常必要とする通学用品の購入費	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	3回に分けて支給
校外活動費	児童等が学校行事として	10分の10以	年度末に、実



（宿泊を伴わないもの）	の宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	績により1回で支給
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	児童等が学校行事としての宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに校外活動に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費	10分の10以内	1回で支給
新入学児童等学用品費等	小・中学校に入学する児童等（年度当初に支給認定がされている者に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	1回で支給
修学旅行費	児童等が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費	10分の10以内	1回で支給
体育実技用具費	児童等が体育の授業において必要とする体育実技用具で、当該授業を受ける児童等全員が個々に用意するとされているものの購入費及びレンタル料	10分の10以内。ただし、国が定める基準額を限度とする。	1回で支給
医療費	学校保健安全法（昭和33	10分の10以	医療機関から

	年法律第56号)第24条の規定による疾病の治療に要する費用(社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)	内	の請求に基づき医療機関に直接支払う。
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費	10分の8以内	3回に分けて支給

別記様式を次のように改める。



(裏面)

認定された場合、就学援助費・学校給食費を下記口座に振り込んで下さい。

(代理受領の場合は学校長口座)

金融機関名	支店等名	口座の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
		普通 当座		

(※学校長に委任される方は下記委任状もご記入ください)

委 任 状

私は、佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱により支給される、  
年度の就学援助費及び学校給食費の支給金の代理受領の権限を  
学校長に委任します。

年 月 日

保護者氏名

印

※ここからは保護者の方は記入しないでください

学校長の意見

就学援助費の支給が必要と認められる。  
(理由)

就学援助費の支給が必要と認められない。  
(理由)

学校長

印

認定結果

就学援助費を支給する。  
( 年 月 日から )  
(理由)

就学援助費を支給しない。  
(理由)

佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給  
要綱第3条第 号の の ( ) に該当

認定結果  
学校長確認

学校長

印

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 協議事項（ケ）佐久市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

### 【改正理由】

これは、特別支援教育の更なる普及奨励を図るため、特別支援教育に係る就学奨励費の支給対象者の範囲の拡大及び支給対象経費の項目の追加を行おうとするものであります。

### 佐久市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

佐久市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び市立小学校」を「、市立小学校」に改め、「就学する児童等」の次に「及び通級による指導を実施する学校に通学する児童等」を加える。

第4条中「若しくは」を削り、「就学する」を「就学し、又は通級による指導を実施する学校に通学する」に改める。

第7条第2項ただし書中「学校給食費」の次に「、通学費、体育実技用具費」を加える。

別表を次のように改める。

#### 別表（第2条関係）

支給対象経費	経費の範囲	支給方法
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費	3回で支給
通学費	特別の指導の場で通級による指導を受ける児童等の通学に係る特別に要する交通費	3回で支給
修学旅行費	児童等が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費	1回で支給
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童等が学校行事としての宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	1回で支給
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童等が学校行事としての宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加す	1回で支給

	るために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料	
学用品・通学用品購入費	児童等が通常必要とする学用品の購入費及び第2学年以上の児童等が通常必要とする通学用品の購入費	3回で支給
体育実技用具費	児童等が体育の授業において必要とする体育実技用具費で、当該授業を受ける児童等全員が個々に用意するとされているものの購入費及びレンタル料	1回で支給
新入学児童等学用品・通学用品購入費	小・中学校に入学する児童等(年度当初に支給決定されている者に限る。)が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	1回で支給

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 協議事項（コ）佐久市文化振興団体補助金交付要綱

### 【制定理由】

これは、地域文化の継承及び振興により、郷土への誇りや愛着の心を育てるとともに、文化の薫り高い郷土づくりを目指して市内で活動を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めようとするものであります。

## 佐久市文化振興団体補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地域文化の継承及び振興による文化の薫り高い郷土づくりを目的として市内で活動する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）市内に活動拠点を有し、市民で構成される団体であること。
- （2）地域文化の継承及び振興のため、継続して活動している団体であること。

### （補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、団体の運営及び活動に要する経費とし、交際費、慶弔費、飲食費その他佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適切でないとする経費は除くものとする。

### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で教育委員会が定める額とする。

### （変更交付申請）

第5条 補助対象団体は、事業の変更・中止、その他やむを得ない事情により補助金の額に変更が生じる場合は、変更交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）変更後の事業計画書
- （2）変更後の収支予算書
- （3）その他必要と認められる書類

### （変更交付決定）

第6条 市長は前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更後の補助金の額を通知するものとする。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



協議事項（サ）佐久市体育施設条例の一部を改正する条例

【議案説明及び改正理由】

これは、佐久総合運動公園マレットゴルフ場の利用促進及び利用者の利便性の向上を図るため、同施設の利用時間、使用料及び使用料の区分について、見直しを行おうとするものであります。

佐久市体育施設条例の一部を改正する条例

佐久市体育施設条例（平成17年佐久市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

佐久	洞源湖マレットゴルフ場			無料
	佐久総合運動公園マレットゴルフ場	9時～17時	コース	1人につき300円
			スティック	1本につき100円
			ボール	1個につき100円

」

を

「

佐久	洞源湖マレットゴルフ場				無料
	佐久総合運動公園マレットゴルフ場	8時30分～17時（7月～9月は、8時から18時まで）	1回	一般	1人につき300円
				高校生	1人につき200円
				中学生以下	1人につき100円
			年間券（4月1日から3月31日まで。ただし、開場期間に限る。）	一般	1人につき9,000円
				高校生	1人につき6,000円
				中学生以下	1人につき3,000円
			スティック		1本につき100円
			ボール		1個につき100円

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 協議事項（シ）佐久市スポーツ振興補助金交付要綱

### 【制定理由】

これは、スポーツ少年団の活動を推進し、青少年健全育成と競技力向上に寄与するため、本補助金交付要綱の制定により、スポーツ少年団の間で生じる施設使用料に対する格差を緩和し、少年スポーツ活動を推進しようとするものであります。

### 佐久市スポーツ振興補助金交付要綱

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、スポーツ少年団の活動を促進し、競技力の強化を図るためにスポーツ少年団に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （補助対象事業）

第2条 補助の対象とする事業は、市内に練習を行う施設がないスポーツ少年団が市外の施設を使用して行う活動とする。ただし、競技大会は除く。

#### （補助対象経費）

第3条 補助の対象とする経費は、前条に規定する活動のうち、市内に住所を有する団員の市外練習施設の使用料及び入場料とする。

#### （補助金の額）

第4条 前条に規定した補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、予算の範囲内で教育委員会が定める額とする。

#### （変更交付申請）

第5条 交付決定者は、補助対象経費の変更等により補助金の額に変更が生じるときは、佐久市スポーツ振興補助金変更交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- （1） 変更後の活動計画書
- （2） 変更後の収支予算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

#### （変更交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、佐久市スポーツ振興補助金変更通知書（様式第2号）により、補助金変更の可否を交付決定者に通知するものとする。

#### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別にさだめる。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

協議事項（ス）佐久市公民館条例の一部を改正する条例

【議案説明及び改正理由】

これは、新たに設置される「佐久市市民創錬センター（仮称）」を公民館の拠点施設として位置付け、市内236の地域公民館、7地区にある地区館の活動を統括・調整する中央公民館としての役割を明確にするため、名称の変更を行うとともに、地区館の名称を変更しようとするものであります。

佐久市公民館条例の一部を改正する条例

佐久市公民館条例（平成17年佐久市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

佐久市公民館	佐久市取出町183番地
--------	-------------

」

を

「

佐久市中央公民館	佐久市猿久保165番地1
----------	--------------

」

に改める。

同条第2項の表中

「

佐久市公民館浅間地区館
佐久市公民館野沢地区館
佐久市公民館中込地区館
佐久市公民館東地区館
佐久市公民館臼田地区館
佐久市公民館浅科地区館
佐久市公民館望月地区館

」

を

「

佐久市浅間公民館
佐久市野沢公民館
佐久市中込公民館

佐久市東公民館
佐久市臼田公民館
佐久市浅科公民館
佐久市望月公民館

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の佐久市公民館条例の規定によりなされた使用の許可、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の佐久市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 協議事項（セ）佐久市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

### 【改正理由】

これは、佐久市公民館条例の改正に併せ、公民館の名称を変更するとともに佐久市市民創錬センターの施設及び設備の維持管理及び利用に関する事項を規定しようとするものであります。

### 佐久市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市公民館条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「佐久市公民館」を「佐久市中央公民館」に改める。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5）佐久市市民創錬センターの施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。

第11条中「会館」の次に「、佐久市市民創錬センター」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

## 協議事項（ソ）佐久市市民創錬センター条例

### 【制定理由】

これは、市民の生涯学習に対するニーズや健康志向の高まりのニーズに応え、研修、文化活動など交流による絆づくり、学習・情報発信による市民力の向上などの機能を担う施設を目指すとともに、市内236の地域公民館、7地区にある各地区館の活動を統括・調整する公民館の拠点となる施設とするべく佐久市市民創錬センターを設置することについて必要な事項を定めようとするものであります。

### 佐久市市民創錬センター条例

#### （設置）

第1条 地域住民の交流と文化の振興、福祉増進に寄与するため、佐久市市民創錬センター（以下「センター」という。）を設置する。

#### （名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市市民創錬センター	佐久市猿久保 165 番地 1

#### （休館日及び開館時間）

第3条 センターの休館日及び開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- （1） 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日
- （2） 開館時間 午前9時から午後10時まで

#### （使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないことができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

#### （目的外使用の禁止）

第5条 センターの使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

#### （使用の制限）

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、

許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請内容に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第7条 センターを使用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 使用料は、使用許可を受けるときに納めなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由でセンターを使用することができなくなったとき。
- (2) 規則で定める日までにセンターの使用の変更又は取消しの申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用が取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその施設、設備、器具等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 故意又は過失によりセンターの施設、設備、器具、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

佐久市市民創錬センター施設使用料

区分	使用料 (1時間につき)
----	-----------------



大会議室	1230 円
多目的室 1	320 円
多目的室 2	150 円
多目的室 3	220 円
多目的室 4	150 円
多目的室 5	220 円
視聴覚室	400 円
音楽室 1	500 円
音楽室 2	140 円
料理講習室	760 円
食育室	290 円
冷暖房を使用する場合	教育委員会が規則で定める額

(備考)

- 1 上記の使用料には、各室に設置されている器具等の使用料を含む。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間に切り上げる。
- 3 入場料等の徴収を伴う使用は、上記の使用料の 2 倍の額とする。
- 4 営利を目的とした使用は、規程使用料の 3 倍の額とする。

## 協議事項（タ）佐久市市民創錬センター条例施行規則

### 【制定理由】

これは、市民の生涯学習に対するニーズや健康志向の高まりのニーズに応え、研修、文化活動など交流による絆づくり、学習・情報発信による市民力の向上などの機能を担う施設を目指すとともに、市内236の地域公民館、7地区にある各地区館の活動を統括・調整する公民館の拠点となる施設とするべく佐久市市民創錬センターを設置することについて必要な事項を定めようとするものであります。

### 佐久市市民創錬センター条例施行規則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、佐久市市民創錬研修センター設置条例（平成●●年佐久市条例第●●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （使用の申請）

第2条 条例第4条第1項の規定による佐久市市民創錬センター（以下「センター」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市市民創錬センター使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）をあらかじめ佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 申請者は、センターの使用に当たり、特別な設備若しくは装飾をし、又は備付けの設備、器具等以外のものを使用する場合は、使用許可申請書により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

#### （使用の許可）

第3条 教育委員会は、条例第4条第1項の規定による許可をしたときは、佐久市市民創錬センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

#### （使用の変更又は取消し）

第4条 条例第4条第1項の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、センターの使用の変更又は取消しをしようとするときは、佐久市市民創錬センター使用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて、その使用の日（以下「使用日」という。）の前日までに教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの承認をしたときは、佐久市市民創錬センター使用許可変更（取消）承認書（様式第4号）を交付するものとする。

#### （使用料の減額又は免除）

第5条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の市民が地域活動の一つとして使用するとき 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、佐久市市民創錬センター使用料減額（免除）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、佐久市市民創錬センター使用料減額（免除）通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第6条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責任によらない理由でセンターを使用することができなくなったとき 全額
- (2) 使用者が使用日の前日までに使用の変更又は取消しの承認を受けたとき 全額
- (3) 市長が特に必要と認めるとき 全部又は一部の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、佐久市市民創錬センター使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、使用料の還付を承認したときは、佐久市市民創錬センター使用料還付通知書（様式第8号）を交付するものとする。

（遵守事項）

第7条 センターの使用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序及び善良な風俗に反する行為をしないこと。
- (2) 使用の許可のない施設、設備、器具等を使用しないこと。
- (3) 建物、施設、設備、器具等を損傷し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外での飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (5) 爆発物の持込み等危険を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品の販売をしないこと。
- (7) 施設管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（職員）

第8条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

佐久市市民創錬センター使用許可申請書

年 月 日

(申請先) 佐久市教育委員会

住 所

氏 名

電 話 ( )

佐久市市民創錬センター使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的			
使用月日	年 月 日	入場予定者数	人
区分	使用施設名	使用時間	
		時分から時分まで	
		時分から時分まで	
		時分から時分まで	
	使用設備・器具等	使用時間	
		時分から時分まで	
		時分から時分まで	
	時分から時分まで		
入場料等の徴収の有無及び徴収額	有 無	冷暖房の使用の有無	有 無
佐久市市民創錬センター条例施行規則第2条第2項の規定による申請			
備 考			

様式第2号 (第3条関係)

佐久市市民創錬センター使用許可書佐久市研修センター使用許可書

第 号

年 月 日

様

佐久市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった佐久市市民創錬センターの使用許可申請について、次のとおり許可します。

使用目的			
使用月日	年 月 日	入場予定者数	人
区分	使用施設名	使用時間	
		時分から時分まで	
		時分から時分まで	
		時分から時分まで	
	使用設備・器具等	使用時間	
		時分から時分まで	

		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
使 用 料		円
佐久市市民創錬センター条例 施行規則第2条第2項の規定 による設備等の可否	可  否	
許 可 の 条 件		

**様式第3号**（第4条関係）

佐久市市民創錬センター使用許可変更（取消）申請書

年 月 日

（申請先）佐久市教育委員会

住 所

氏 名

電 話 （ ）

佐久市市民創錬センター使用許可の変更（取消）を次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	
変更（取消）  の内容	使 用 施 設 名	使 用 時 間
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
	使 用 設 備 ・ 器 具 等	使 用 時 間
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
変更（取消） の理由		
使 用 料	納 入 年 月 日	年 月 日
	区 分	使用料
	納 入 済 金 額	円
備 考		

**様式第4号**（第4条関係）

佐久市市民創錬センター使用許可変更（取消）承認書

第 号

年 月 日

様

佐久市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった佐久市市民創錬センター使用許可の変更（取消）を次のとおり承認します。

許可年月日	年 月 日	
変更（取消） の内容	使用施設名	使用時間
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
	使用設備・器具等	使用時間
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
変更（取消） の理由		
使用料	納入年月日	年 月 日
	区分	使用料
	納入済金額	円
指示事項等		

様式第5号（第5条関係）

佐久市市民創錬センター使用料減額（免除）申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所

氏 名 印

電 話 （ ）

佐久市市民創錬センター使用料の減額（免除）を受けたいので次のとおり申請します。

使用年月日	年 月 日	
使用目的		
区 分	使用施設名	使用時間
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
	使用設備・器具等	使用時間
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
		時分から 時分まで
減額又は免除の申請 の理由		
使 用 料	規定の使用料	円
	減額（免除）申請額	円
	減額（免除）申請後	円

	の使用料	
備	考	

様式第6号（第5条関係）

佐久市市民創錬センター使用料減額（免除）通知書

第 号

年 月 日

様

佐久市長 印

年 月 日付で申請のあった佐久市市民創錬センター使用料の減額（免除）について、次のとおり決定したので通知します。

使用年月日	年 月 日	
使用目的		
区分	使用施設名	使用時間
		時分から時分まで
		時分から時分まで
		時分から時分まで
	使用設備・器具等	使用時間
		時分から時分まで
		時分から時分まで
		時分から時分まで
減額又は免除の申請の理由		
使用料	規定の使用料	円
	減額（免除）申請額	円
	減額（免除）申請後の使用料	円
備	考	

様式第7号（第6条関係）

佐久市市民創錬センター使用料還付申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住所

氏名 印

電話（ ）

佐久市市民創錬センター使用料の還付を次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	
変更（取消）後の内容	使用施設名	使用時間
		時分から時分まで

		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
	使用設備・器具等	使 用 時 間
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
還 付 理 由		
使 用 料	納 入 済 金 額	円
	変 更 ( 取 消 ) 後 の 金 額	円
	還 付 金 額	円
備 考		

様式第8号 (第6条関係)

佐久市市民創錬センター使用料還付通知書

第 号

年 月 日

様

佐久市長

印

年 月 日付で申請のあった佐久市市民創錬センター使用料の還付を次のとおり決定したので通知します。

許 可 年 月 日	年 月 日	
変 更 ( 取 消 ) 後 の 内 容	使 用 施 設 名	使 用 時 間
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
	使用設備・器具等	使 用 時 間
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
		時 分から 時 分まで
還 付 理 由		
使 用 料	納 入 済 金 額	円
	変 更 ( 取 消 ) 後 の 金 額	円
	還 付 金 額	円
備 考		



協議事項（チ）佐久市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

【改正理由】

これは、市民の生涯学習に対するニーズや健康志向の高まりのニーズに応え、研修、文化活動など交流による絆づくり、学習・情報発信による市民力の向上などの機能を担う施設を目指すとともに、市内236の地域公民館、7地区にある各地区館の活動を統括・調整する公民館の拠点となる施設とするべく佐久市市民創錬センターを設置することに伴い、関係規則に当該施設に関する事項を定めようとするもの。

佐久市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

佐久市教育委員会組織規則（平成17年佐久市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

佐久市生涯学習センター条例(平成17年佐久市条例第199号)に規定する生涯学習センター	社会教育部
---	-------

」

を

「

佐久市生涯学習センター条例(平成17年佐久市条例第199号)に規定する生涯学習センター	社会教育部
佐久市市民創錬センター条例(平成27年佐久市条例第××号)に規定する市民創錬センター	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

## 協議事項（ツ）佐久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

### 【改正理由】

これは、佐久市立図書館について、各図書館の利用状況等を考慮し利用者の利便性の向上を図るため、浅科図書館及び望月図書館の開館時間を繰り上げ、サングリモ中込図書館を除く4図書館の開館時間を統一し、また利用者数の最も少ない月に図書の特集整理期間を設けるため休館日を変更しようとするものであります。

### 佐久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市立図書館条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

佐久市立浅科図書館	午前10時から午後6時まで
佐久市立望月図書館	午前10時から午後6時まで

」

を

「

佐久市立浅科図書館	午前9時30分から午後6時まで
佐久市立望月図書館	午前9時30分から午後6時まで

」

に改める。

別表第2中「9月又は10月」を「5月又は6月」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。